

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 件名    | 愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例        |
| 主管課   | 財政課                        |
| 根拠法令等 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項 |

【条例改正の概要】

愛媛県特別会計条例で定める特別会計に、新たに公債管理特別会計を設置する。

| 名称       | 目的        |
|----------|-----------|
| 公債管理特別会計 | 公債費の経理の適正 |

|     |           |
|-----|-----------|
| 施行日 | 平成20年4月1日 |
|-----|-----------|

【その他参考事項】

1 公債管理特別会計を設置する理由

- (1) 特別会計の設置によって、予算上また決算上、公債費の状況をより明確に示すことができるとともに、一般会計で借換債を計上した場合に生じる「実質の予算額」との乖離を解消することができ、一般会計の予算規模もより明確に示すことができる。
- (2) 国からも、地方債の総合的な管理の手法として、公債管理特別会計を設置することにより適切に対応するよう指導されていること。
- (3) 他の都道府県の多くが、既に公債管理特別会計を導入していること。

2 公債管理特別会計の内容

公債管理特別会計において計上する公債費は、借換債、財政課所管の公債に係る元利償還金及び借換債発行に係る手数料とする。

地方自治法

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

地方債の総合的な管理について（通知）（平成18年3月31日総財地第107号）

（別記）3（2）事務処理体制の強化・充実

公債管理特別会計の設置

発行単位の大型化、発行方式の標準化、借換債の発行等に伴い、公債管理の総合的な処理の必要性が高まっている団体にあっては、公債管理特別会計を設置することにより、適切に対応されたいこと。